

# 景観形成基準の運用方針

各務原市 建築指導課 令和5年3月1日改定

重点風景地区及び景観地区における風景形成基準について、運用方針を下記のとおり定める。

## (1) 屋根について

### ■ 「勾配屋根を原則とする」について

- 1) 勾配は、10分の2以上、かつ、10分の6.5以下とする。
- 2) 勾配屋根部分の水平投影面積が、当該建築物の建築面積の50%以上あれば勾配屋根建物とみなす。  
(但し、中山道鶉沼宿地区は除く。)
- 3) パラペットの立ち上げは不可とする。
- 4) 主である建物とは別棟の床面積の合計が50㎡以下の倉庫、納屋、車庫等(※附属建物)は勾配屋根の対象外であるが、勾配屋根が望ましい。

### ■ 屋根の葺き替えのみについて

屋根部分の2分の1を超える部分を変更する場合は、届出対象とする。  
(ただし、中山道鶉沼宿地区は10㎡を超えれば届出対象)

### ■ 屋根に設置する太陽光発電用パネルについて

#### 【中山道鶉沼宿地区について】

地区内の太陽光発電用パネルの設置可能。ただし、中山道に面している屋根については瓦一体型の太陽光パネルのみ設置可能とする。

#### 【中山道鶉沼宿地区以外について】

太陽光発電用パネル設置可能。

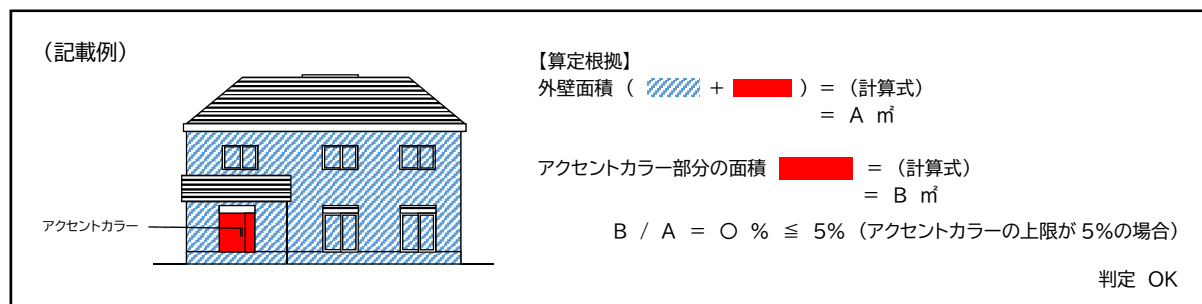
## (2) 色彩について

### ■ 外壁の色彩について

- 1) 外壁とは、立面図上にあらわれる屋根以外の部分をいう。  
(外部建具(サッシ・玄関扉等)・戸箱・格子・シャッターボックス・手摺・豎樋等を含む。)
- 2) アクセントカラーとして「外壁面積の5%、10%まで」というのは、各面ごとに対する割合とする。
- 3) 色彩基準以外の色は、アクセントカラーとする。
- 4) 壁面広告は、色彩基準の対象とする。(別途屋外広告物の面積基準あり)
- 5) タイルやサイディング等の製品が、複数の色彩で着色されたものは、平均的な色彩で判断する。
- 6) 重点風景区域内の大規模行為は重点風景区域の行為届出書で届出て、図面に色彩割合(ベースカラー:アソートカラー:アクセントカラー)も明記してください。

※アクセントカラーがある場合は以下のように届出図面に算定根拠を示してください。

- 外壁面積は「見付面積」で計算してください。
- 庇は屋根と扱いますので、外壁面積には算入しないでください。
- 基礎、サッシ、窓、バルコニー、笠木等は外壁面積に算入します。



### ■ 屋根の色彩について

- 1) 煙突等・破風・鼻隠し・軒樋・庇は屋根として扱うものとする。→屋根の基準
- 2) パラペットなどで外部から見えない屋根であっても、色彩の対象とする。
- 3) 軒裏は立面図で表現される場合は審査の対象とする。

### ■ 無彩色の表示について

無彩色の場合も、マンセル値で表示するものとする。

### (3) 壁面後退について

#### ■ 壁面後退の緩和について

建築基準法施行令第135条の22の「外壁後退距離に対する制限の緩和」と同じとする。

### (4) 緑化について

#### ■ 樹木について

- 1) シンボルツリーとは、植栽時の高さが1.5m以上、かつ、成木時の高さが4.0m以上になる樹木をいう。
- 2) 低木とは、植栽時の高さが1.5m未満、かつ、成木時の高さが3.0m未満になる樹木をいう。
- 3) 中木とは、植栽時の高さが1.5m以上、かつ、成木時の高さが3.0m以上になる樹木をいう。
- 4) 高木とは、植栽時の高さが3.0m以上、かつ、成木時の高さが5.0m以上になる樹木をいう。
- 5) 地被植物とは、芝、リュウノヒゲ、シダ等の植物をいう。

### (5) 届出行為の適用除外について

■ 良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれが少ない建築物として、下記、仮設建築物は届出不要とする。  
また、重点風景地区及び景観地区の規制は適用しない。

- 1) 工事、祭礼又は慣例的行事のために必要な仮設の建築物で、工事等の期間中に限り存続するもの。
- 2) 建築基準法第85条第5項に規定する仮設興行場、博覧会建築物、仮設店舗その他これらに類する建築物で、存続する期間が1年以内のもの。